



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 四 国 銀 行  
代表者名 取締役頭取 山元 文明  
(コード番号：8387 東証第一部)  
問合せ先 取締役総合企画部長 小林 達司  
TEL： (088) 823-2111 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 204 期定時株主総会に「監査等委員会設置会社」への移行等に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

(1) 当行は、平成 30 年 4 月 23 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において開示しましたとおり、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) その他、上記の新設及び削除に伴う文言の調整、条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第19条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第20条 (取締役の員数) 当銀行の取締役は、15名以内とする。  (新設)	第4章 取締役および取締役会 第20条 (取締役の員数) 当銀行の取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) は、15名以内とする。 <u>②当銀行の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u>
第21条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  ② (条文省略)	第21条 (取締役の選任) 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② (現行どおり)
第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新設)	第22条 (取締役の任期) 取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任	③任期の満了前に退任した <u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査</u>

現行定款	変更案
<p>した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第24条（代表取締役） （条文省略） ②取締役会は、その決議によって、取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>第24条（代表取締役） （現行どおり） ②取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>第25条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第26条（取締役会の招集権者および議長） （条文省略）</p>	<p>第26条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり）</p>
<p>第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役会は、<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>	<p>第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役会は、<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>
<p>第28条～第31条（条文省略）  （新設）</p>	<p>第28条～第31条（現行どおり）  第32条（<u>取締役への重要な業務執行の決定の委任</u>） <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u>  <u>第32条 (監査役の員数)</u>  <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>第33条 (監査役の選任)</u>  <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 (監査役の任期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 (常勤監査役)</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条 (監査役の報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条 (監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>②監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第38条 (監査役会規程)</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第39条 (監査役との責任限定契約)</u>  <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算 第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第33条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第34条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を經ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>第35条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p>

以上